

別表(第3条関係)

対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 国県の研修機関及び専門教育機関が主催して行う2日以上の研修事業に参加する場合	ア 参加に要する旅費・宿泊費 イ 研修受講費 ア及びイの合計は、5万円以上とする。	2/3	30万円 対象事業2及び3で、補助交付されたものを除く。
2 講師を招致して、市内で研修事業を主催する場合	ア 資料代 イ 会場借上料 ウ 講師謝礼金(旅費含む) ア、イ及びウの合計は、5万円以上とする。	2/3	30万円 対象事業1及び3で、補助交付されたものを除く。
3 地場産業の先進地の調査研修を行う場合で2日以上の研修事業に参加する場合	ア 参加に要する旅費・宿泊費 イ 研修受講料 ア及びイの合計は、5万円以上とする。	1/2	10万円 対象事業1及び2で、補助交付されたものを除く。

- (注) 1 補助対象者に対する補助金は、対象事業の区分の別に限らず1会計年度あたり30万円を補助限度とする。
 2 研修に伴う旅費・宿泊費は、市の規定による交通費及び宿泊代の範囲内とする。
 3 対象事業において、次の場合は、補助対象外とする。
 (1) 市の他補助事業等の補助対象(各種団体に対する運営費補助金を含む。)とされている場合
 (2) 実施内容の大半が事業に直接関係のない一般教養の向上、娯楽、スポーツ又はレクリエーションに類するもの
 (3) 大会若しくは総会への出席が主たる目的又は内容のもの
 4 次の収入等がある場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。
 (1) 参加者から参加料を徴収する場合